

株式分割に関する基準日設定公告

平成 27 年 4 月 15 日

株主各位

佐賀県伊万里市新天町 722 番地 5
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長 金子 和斗志

当社は、平成 27 年 3 月 2 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日（金曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 27 年 4 月 30 日（木曜日）と定めましたので公告いたします。

以 上